

県立学校家族休暇制度の導入について

令和8年4月

県立知念高等学校

1 目的

沖縄県は、観光産業の発展等により、宿泊業や飲食業を始めとした第3次産業従事者の割合が全国と比べ高く、保護者の仕事の休日と学校の休業日が合わない家庭が多いと考えられていることから、子どもたちの平日の休暇取得を推奨し、家族で過ごす時間を確保するため、「県立学校家族休暇制度」を導入します。

2 制度の概要

保護者の責任のもとで幼児児童生徒が平日に休暇を取得し、家族で過ごす時間を確保するための制度です。取得した日は欠席にはならず、出席停止・忌引等として取り扱います（別途定める「取得できない日」を除く）。

3 制度開始日：令和8年4月1日（月）

4 対象：本校生徒

5 取得できる日数：年間3日まで（1日単位・分散取得可）

6 取得日の取扱い：出席停止・忌引等（欠席にはなりません）

7 取得できない日

(1) 学校の儀式的活動がある日

始業式・終業式・修了式・入学式・卒業式

(2) 年間行事の中で、終日「行事」又は「体験的活動」の日

スポレク大会(4月28日)、親睦運動会(7月10日)、舞台祭リハーサル(9月16日)

舞台祭(9月17日)、ワックスかけ1・2年(2月26日)、卒業式予行演習(2月27日)

(3) 中間テスト・期末テスト・到達度テスト・必修模試の実施日

*必修模試とは「到達度テスト」及び「実力テスト」

※注)本制度を利用することで出席日数不足・出席時数不足となる場合は、取得できません

8 対象となる活動

保護者とともに過ごす活動であること以外、特に制限はありません。

9 届出手続き

- (1) 通常の欠席届と同様に、スタディサプリを使用して届け出てください。その際、欠席理由に「家族休暇のため」と記入してください。

10 届出期限

原則、取得希望日の1週間前までに届け出てください。

11 授業への対応

- ・自主学习での対応となり、補習等はいりません。授業のプリント等については、担当の先生にお問い合わせください。
- ・「学校徴収金」として事前に徴収した活動費（芸術鑑賞・実習費等）の返金はいりませんのでご了承ください。

12 安全確保

家族休暇は保護者の責任のもとで取得する休暇であることから、取得に際しては、保護者の皆様に幼児児童生徒の安全を十分確保していただくようお願いいたします。また、学校の管理外となることから、日本スポーツ振興センター災害給付の対象とはなりません。